

戸建住宅賃貸化改修補助 Q & A

最終更新日： 令和7年6月13日

No	カテゴリ	質問	回答
1	定義	店舗等併用住宅、車庫付住宅、倉庫付住宅などの場合も対象になりますか。また面積はどうなりますか。	店舗、車庫、倉庫など住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満の場合は対象になります。また、面積は店舗、車庫、倉庫などの面積を除いた住戸部分の延べ面積となります。
2	定義	長屋住宅や共同住宅は対象になりますか。	長屋住宅は対象になります。共同住宅は対象になりません。
3	補助対象事業	事前エントリーの前にサブリース契約済のものは対象になりますか。	本制度は若年世帯や子育て世帯の移住・定住向けに賃貸改修を検討されている方々を支援することを目的としていますので、既に契約済のものは対象外となります。
4	補助対象事業	安全性の基準にある項目「バルコニー」や「住戸内階段」がない場合の取り扱いはどうなりますか。	当該基準に満たしているものとします。
5	補助対象事業	安全性の基準にある項目「住戸内階段」について、蹴込み板がない場合、「蹴込み30mm以下」の基準の取り扱いはどうなりますか。	蹴込み板がない場合は、落下する危険が生じるため、当該基準には満たしていないものとします。
6	補助対象者	本制度の補助対象者は誰になりますか。	JTIのマイホーム借上げ制度を利用する場合は戸建住宅の個人所有者、JTI以外の制度を利用する場合はサブリース契約により子育て世帯等に転貸しようとする者になります。
7	補助対象者	所有者本人が子育て世帯等に貸す場合も対象になりますか。	対象外です。 ※サブリース契約を締結するもののみが対象です。
8	補助対象者	JTIのマイホーム借り上げ制度を活用する場合、交付申請前までに行う必要があるサブリース契約とはどのようなものですか。	交付申請時にJTIへ制度利用申込が完了しているかどうかで判断します。 ※補助金交付時にはJTIが発行する借り上げ条件を記載した承認通知書があるかどうかで判断します。
9	補助対象者	JTIの問い合わせ先はどこですか。	以下の通りです。 JTI（一般社団法人 移住・住みかえ支援機構） 住所：東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル 6F 電話：03-5211-0757 HP：http://www.jti.or.jp
10	補助対象者	募集期間3か月に至る前に子育て世帯等からの入居希望があり、入居が決まれば、募集期間を短縮しても問題ないですか。	問題ありません。
11	補助対象者	募集期間3か月に至る前に子育て世帯等以外の入居希望があった場合はどうなりますか。	募集期間3か月間は募集を子育て世帯等に限定する必要があります。その間に子育て世帯等以外の者と契約した場合は補助対象外となります。
12	補助対象者	JTI以外の事業者とサブリース契約を行う場合、この事業者自らが改修する場合も対象になりますか。	対象外です。 ※改修工事を行う事業者は補助対象者以外の者である必要があります。
13	補助対象者	空き家リフォーム補助や耐震改修補助と併用はできますか。	空き家リフォームとは併用できません。耐震改修補助とは各補助要件を満たす場合は併用できます。 ※補助対象経費を重複することはできません。
14	補助対象者	本補助は複数回受けることはできますか。	1件につき1回です。

戸建住宅賃貸化改修補助 Q & A

最終更新日： 令和7年6月13日

No	カテゴリ	質問	回答
15	補助対象経費	耐震診断や耐震改修に要する費用は、この補助対象経費に含むことはできますか。	耐震診断は対象外ですが、耐震改修は対象にできます。
16	補助対象経費	住宅に残っている備品等の廃棄処分に係る経費は補助対象経費に含むことはできますか。	建物と一体でない備品等の廃棄処分に係る経費は対象外です。
17	補助金 交付申請	「検査済証の写し」がない場合、どうすればいいですか。	紛失の場合は、「台帳記載事項証明書」に代えて提出してください。 ※市役所5階 建築指導課窓口にて発行可能です。 (有料) 検査済証がそもそも発行されていない場合は、補助対象外となります。
18	補助金 交付申請	昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合、耐震性能を有していることがわかる書類とはどのようなものを準備すれば良いですか。	耐震基準適合証明書、その他耐震性能を証する書類を提出してください。
19	補助金 交付申請	補助対象工事の目的や補助金額に影響しないものは変更の手続きが必要ですか。	軽微なものとして扱えるため、変更の手続きは不要です。
20	補助金交付	安全性確認チェック用の工事写真はどのように提出すればいいですか。	ホームページに掲載している「提出写真の解説および撮り方」をご確認ください。
21	補助金交付	入居者を募集していることがわかる資料とはどのようなものを準備すれば良いですか。	入居募集の広告等を提出してください。
22	その他	交付決定前に工事着手することはできますか。	交付決定後でないと着手できません。 ※交付決定前に着手した場合は補助対象外となります。 ※交付決定後に書面による工事発注の取り交わしの上、工事着手していただく必要があります。
23	その他	10月31日以降も申請できますか。	申請できます。ただし、補助金の交付は次年度予算での対応予定となります。
24	その他	郵送で申請できますか。	郵送でも受付できます。期限までに必着するようにしてください。 また、送料は申請者の負担で、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒（レターパック可）をご用意ください。 なお、何かあった場合、すぐに連絡が取れるように電話番号をご記入いただくようお願いします。 ※郵送に時間を要する場合がありますので時間的余裕をもって申請してください。また、郵送事故に関しては、本市は責任を負いませんのでご了承ください。
25	その他	10年を経過するまでに住宅として活用しなくなった場合、どうなりますか。	補助金の返還が必要となります。
26	その他	委任状の様式はありますか。	ありません。任意様式で提出してください。
27	その他	交付決定後であれば入居者募集やホームページの公表を前倒ししても良いですか。	特に問題ありません。